平成２５年（フ）第２３号
沖縄県石垣市字登野城1011番地　県営住宅登野城団地２号棟202号
債務者　下西　正晃
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第７０号
宮城県角田市角田字泉町102番地　コーポいずみ205
債務者　太田　正孝
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１６４号
長野市川中島町四ツ屋809番地２　サンハイツ川中島107
債務者　ユモト　シリポーン（ＹＵＭＯＴＯ　ＳＩＲＩＰＯＲＮ）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
長野市大字東和田797番地２　セジュールハラダ101Ａ
債務者　渡邊佳代子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
長野県岡谷市湊２丁目７番16号　メゾン四季202号
債務者　水上　克美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２４２号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目４番17―203号
債務者　プラチナ倶楽部こと　秦野三四郎
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
広島県福山市手城町３丁目13番４－９号
債務者　塩飽　　浩
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田841番地　江頭団地844、住民票上の住所佐賀県鳥栖市蔵上１丁目228番地　アーデントサピー壱番館204
債務者　内田　大興
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
大分県国東市国東町富来浦1522番地
債務者　田口　武子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第５０３号
千葉県松戸市和名ケ谷775番地
債務者　伊勢　忠幸
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５０４号
千葉県松戸市和名ケ谷775番地
債務者　伊勢マリアリンダラモスこと　イセマリア　リンダ　ラモス
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５８６号
千葉県流山市向小金２丁目545番地の１　コーポラスリバーヒルズ202
債務者　伊藤　　睦
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５９６号
千葉県我孫子市天王台６丁目16番１号　101号コーポ雅
債務者　今村　孝之
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８０号
石川県小松市八里台20番地７
債務者　中道麻基子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３７６号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目31番地の８　塚口チクサハイツ102号
債務者　山口　丈子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２９号
兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目１番78号ハイツ熊谷305号
債務者　楠浴　利重
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目20番31号
債務者　内司　千夏（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係